

平成17年（行ウ）第23号 公務外認定取消請求事件

原告 大友博子

被告 地方公務員災害補償基金

準備書面

2006年4月1日

仙台地方裁判所第1民事部 御 中

原告訴訟代理人弁護士 佐藤 由紀子
外

本準備書面においては、被災職員雅義の行っていた第28回全国中学校バドミントン大会総務部長としての業務が、公務であることについて主張する。

1、被告による公務外の認定理由

被告は、平成15年5月23日付「公務外災害の認定について」において、被災職員雅義が行っていた第28回全国中学校バドミントン大会総務部長としての業務に関して、以下のように述べてその公務遂行性を否定した。（甲第1号証270頁）

「一般に、中学校教諭が生徒の部活動の指導を行うことは、職務の一環として公務遂行性が認められ、また、中体連等が主催する大会へ生徒が参加するために、部の顧問として生徒

を引率する業務についても、職務命令に基づく生徒の管理監督という通常業務の一部として公務遂行性が認められる。しかし、中体連等の任意団体から委嘱されて当該団体の役員となり、当該役員として中体連等が行う大会運営等を行う場合には、原則として、当該役員の業務は公務とは認められない」
「ある大会を開催するために実行委員会が設立され、その役員となって大会準備や運営を行う場合にも、その大会が実質的に任命権者が主催するものであって、任命権者が役員への就任を命じたような特別な場合を除いては、中体連等の役員への就任の場合と同様に、原則として公務遂行性は、認められない。」

しかし、上記理由は、平成16年5月18日付裁決書（甲第1号証330頁以下）で詳しく認定されているとおり（335頁以下）明らかに誤りである。

2、中学校体育連盟（中体連）の目的と中学校体育大会の位置づけ

（1）、中体連は、中学校の体育会系の部活動の競技大会を主催する団体である。

そして、宮城県中学校体育連盟規約には「宮城県内における・・・体育運動の相互連絡と健全なる普及発展を図ることを目的とする」（甲第1号証131頁）、また仙台市中学校体育連盟規約にも「仙台市中学校における体育スポーツの正常な発展を図るために必要な事業・研究・連絡等を行うことを目的とする」（甲第号証250頁）と、それぞれその目的を明確にしている。これらの団体が、以下に見るように教育委員会等とともに中学校の体育会系の部活動の競技大会を主催している。

(2)、全国中学校体育大会運営の基本 (甲第 1 号証 2 4 7 頁) によれば、全国中学校体育大会の基本的性格は、

「 (1) 全国中学校体育大会は全国の中学生 4 7 0 万人の生徒を基盤とした学校教育活動である。

(2) 全国中学校体育大会は中学校生徒の現在及び将来の生活をより豊かにする身体の技能と体力づくりをめざした体育大会である。

(3) 全国中学校体育大会は、全国の中学校生徒の心身の発達を考慮し、学習との調和を図って行う体育大会である。

(4) 全国中学校体育大会は中学校生徒の体力・スポーツ技能の発達段階に応じて選抜された学校代表による体育大会である。

(5) 全国中学校体育大会は学校における保健体育の授業を出発点とし、クラブ活動、部活動、校内競技会を基盤におき、地域の大会、ブロック大会 (個人の成績で選抜されるものを除く) を経て選抜された学校代表が参加する大会である。 」

とされている。中体連の行う体育大会は、学校教育の一環と明確に位置づけられており、学校単位で参加するものとされている。

(3)、さらに、全国中学校体育大会の運営については、以下のよう
に規定している。

「 (2) 大会運営は (財) 日本中学校体育連盟、全国を統括する競技団体、開催地教育委員会、開催地中学校体育連盟、開催地競技団体の 5 者によって行われる。

(3) 運営にあたっては、文部省、関係地方公共団体の指導・助言を受ける。

(4) 運営にあたってのよりどころは文部次官通知（昭和54年4月5日）「児童生徒の運動協議について」および全国中学校体育大会開催基準による。」

中体連の大会運営は、大会の基本的性格が学校教育の一環であることから、教育委員会も大会運営の主体とされており、文部省・関係地方公共団体の指導を受けながらなされているのである。したがって、全国中学校体育大会は、学校教育そのものとしての位置づけがなされているのである。

(4)、このことは、全国中学校体育大会開催基準（甲第1号証248頁）に、全国中学校体育大会の目的は、「中学校教育の一環」であり、その大会の主催は、「財団法人日本中学校体育連盟、並びに全国関係競技団体、大会開催地の都道府県教育委員会及び市町村教育委員会とする」と規定し、明確にされている。

(5)、以上のように、中体連等の主催する各種体育大会は、中学校教育の一環として位置づけられており、このことから都道府県教育委員会も大会の主催者となっており、その大会運営に責任を負っているのである。

そもそも中体連は、本来、市教委や県教委が行うべき業務を遂行しているきわめて公的な団体であるといわざるを得ない。

3、学校行事としての中学校体育大会の位置づけ

(1)、中学校体育大会が、教育の一環として位置づけられていることから、仙台市中学校体育大会以下全国中学校体育大会に至るまで、中体連の行う体育大会は学校行事として位置づけられて

いる。

(2)、すなわち、被災職員雅義が勤務していた中山中学校の平成10年度年間行事予定表(甲第1号証56頁)には、市中体連専門部総会(4月21日)、市中総体抽選会(5月15日)、市中総体打合せ(6月10日)、同激励会(同月11日)、同事前指導(同月12日)、市中総体(同月13日ないし15日)、同結果報告会(同月20日)、県中総体(7月22日ないし25日)と、中体連関係の各行事が学校行事としてあげられている。そして、土曜・日曜の休日に行事がなされていることから、振替え休日が指定されており(6月17日、同22日)、職員にとって出勤日、生徒にとっては登校日と位置づけられているのである。

(3)、第28回全国中学校バドミントン大会に関しても、平成10年7月7日付けで被災職員雅義に対して同大会の総務部長に委嘱する旨の委嘱状(甲第1号証75頁)が出され、所属長である仙台市立中山中学校校長宛に対して、大会役員に委嘱したこと並びに大会への派遣の依頼状(甲第1号証74頁)が提出されている。そして、これに基づき、全中バドミントン実行委員会、同常任委員会、全中大会に被災職員雅義は出張として出席し、所属長もこれを承認している(甲第1号証106頁)。

そして、全中バドミントン大会に向けての実行委員会の準備、大会準備事務等について、被災職員雅義は勤務時間中に出席する等して、その事務処理を行っている。具体的には、県武道館において全中バドミントン実行委員会(6月3日、18日、29日)、大会準備事務(7月30日、31日)、全中バドミントン実行委員会・大会準備事務(8月1日ないし20日)とな

っている（甲第1号証86ないし91頁）。なお、8月の大会準備事務に関して、出勤簿上では「週休日」等となっているが、これは「指定休」（甲第1号証65頁）という教員独特の制度によるものであって、形式的に休暇とされているだけである。実質的に休暇が取れていたわけではない。この点については後に詳述する。

4、中体連役員選任の実態

（1）、中体連の各種大会は、教育活動の一環として位置づけられており、中体連の役員等は、各学校における校務分掌として選任されている。具体的選任過程は、以下のとおりである。（甲第1号証213頁、313頁）

（2）、中学校の部活動顧問は、各職員の希望を基にしながらも、職員会議において分担が話し合われ、学校長の命令によって校務分掌として任命される。

部活顧問に任命されると、自動的に競技ごとに地区中体連の専門部員となり、この部員の中から互選によって専門委員等の役員が選出される。この互選のための会議は、毎年4月に専門部の部長が勤める学校において、勤務時間内に開催されている。そして、選任された専門部員等によって各種目の地区大会の運営全般が企画・運営される。

各地区の専門委員から推薦又は選出されたものが、県中体連の専門部役員に選任される。この専門部員の中から部会長及び委員長が選出されることになる。そして、県中体連の専門部会が、各種目の県大会の運営全般を企画・運営するのである。

さらに、全国大会については、前述したとおり「開催地教育

委員会、開催地中学校体育連盟」等が、運営をするのである。すなわち県中体連の専門部会が各種目の大会の実質的責任者となっている。

(3)、中体連の各大会の運営は、上記のように各中学校で選任された部活動顧問が、自動的に専門部員となっていて行われている。

選任された専門部員は、教師として授業を担当し、部活動の顧問として部活動の指導を行いながら、中体連の大会運営の業務を行っている。したがって、その大会運営業務は、勤務時間内に行っており、その間、職務専念義務が免除されることはない。

5、任命権者の認識

(1)、中体連の業務の実態が、上記のようなものであることから、任命権者も中体連の専門部員等の業務を公務と認識している。

(2)、すなわち、仙台市教育委員会委員長は、「第28回全国中学校バドミントン大会総務部長としての業務」及び「(財)日本中学校体育連盟のバドミントン専門部副委員長としての業務」について、どちらも「公務と認識している」と被告に回答を行っている(甲第1号証146頁)。

また、「中体連バドミントン専門部の業務は、それが当該団体の単なる運営用務である場合は任意団体の業務であると考えられるが、大友教諭が当該業務に当たった平成10年度は、全国中学校体育大会の運営のための準備業務等を行っており、この場合は、昭和47年3月23日付旭川地裁判決にて認容されているように公務であると考えられる。また同様の理由で全国中学校バドミントン大会の業務も公務と考える。」とも回答し

ている（甲第1号証243頁）。

- (3)、このように任命権者である仙台市教育委員会委員長は、中体連の運営等の実態を正確に把握して、中体連の運営のための準備業務等を公務と認識しているのである。

したがって、任命権者は、中体連の業務を勤務時間内に行っても、職務専念義務の免除をすることもなく、次に述べるように給与を差し引く等の措置も行っていないのである。

この任命権者の認識を基金が無視することは許されないといわざるを得ない。

- (4)、なお、仙台市立中山中学校校長澤藤英樹は、7月21日から23日の業務等以外は、「週休日、夏季休暇などであり、業務命令は出していないので、公務とみなさない」（甲第1号証147頁）と述べているが、この点については、「指定休」の問題を論じる際に詳しく主張する予定である。

6、給与の減額はなされていない

- (1)、中体連業務等が、業務でないとするれば、これらの業務を勤務時間内に行った場合には職務専念義務に反することになり、懲戒事由になるとともに、給与も対応する時間について減額されることになる。

- (2)、被災職員雅義は、平成10年4月以降の被災者動静表（甲第1号証82頁以下）を見ると、下記のように勤務時間内に中体連関係の業務を行っている。

4月17日13時以降	県中体連バドミントン専門部会
4月22日14時以降	市中体連専門部総会
5月15日	市中総体抽選会

6月 3日 14時以降	全中バドミントン実行委員会
6月10日 15時以降	市中総体打合せ
6月11日 14時以降	市中総体激励会
6月12日 16時以降	市中総体会場準備
6月13日～15日	市中総体
6月18日 14時以降	全中バドミントン実行委員会
6月20日	市中総体結果報告会
6月29日 15時以降	全中バドミントン実行委員会
7月 2日 13時以降	県中体連専門部会
7月24、25日	県中総体(バドミントン)
7月30日 14時以降	全中大会準備事務
7月31日 15時以降	全中大会準備事務

しかしながら、被災者は、上記時間に対応する給与について、減額はなされていない(甲第1号証30頁)。

もし、これらの中体連関連業務が公務でないとすれば、これらの業務が勤務時間中に行われているのであるから、中体連役員は公休をとってこれらの業務を行わなければならない、その部分については原則として給料は支給されないことになるはずである。このような取扱いを受けるのは、中体連関連業務が公務であるからにほかならない。

7、以上のことから、被災職員雅義が行っていた第28回全国中学バドミントン大会総務部長としての大会準備業務は、公務とされるべきである。これに反して、公務性を否定した被告の判断は、誤りといわざるを得ない。

以 上